

※この法令は廃止されています。

#### 昭和四十年農林省令第五十一号

##### 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則

アルコール	アル	比重	風味	色	事項
反応を呈しないもの	三溫度一五度において一・〇二八から一・〇三四までのもの	新鮮良好な風味と特有の香氣を有し、飼料臭、牛舎臭、酸臭その他の異臭又は酸味、苦味、金属味その他の異味を有しないもの	牛乳特有の乳白色から淡クリーム色までの及び色を呈し、均等な乳状で適度な粘度を有し、凝固物及びじんあいその他の異物を含まないもの	澤牛乳	基準

第二条 法第二条第一項の農林水産省令で定める規格は、次のとおりとする。

#### (加工原料乳の規格)

第一条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（以下「令」という。）第一条の農林水産省令で定める方法は、乳業者（令第五条第二項の乳業者をいう。）が指定生乳生産者団体（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「法」という。）第五条の指定生乳生産者団体をいう。以下同じ。）にその行う生乳受託販売（法第五条の生乳受託販売をいう。以下同じ。）に伴い締結する契約に基づき譲渡する方法とする。

（加工原料乳に係る乳製品たる脱脂乳についての取引の方法）

第一条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（以下「令」という。）第一条の農林水産省令で定める方法は、乳業者（令第五条第二項の乳業者をいう。）が指定生乳生産者団体（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「法」という。）第五条の指定生乳生産者団体をいう。以下同じ。）にその行う生乳受託販売（法第五条の生乳受託販売をいう。以下同じ。）に伴い締結する契約に基づき譲渡する方法とする。

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第二条第一項、第六条第二項、第七条第一号、第二号及び第四号、第九条第二項並びに第十一条第一項、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）第一条及び第二条、畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第四十七条第一項並びに畜産物の価格安定等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百一十七号）第九条第三項の規定に基づき、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則を次のように定める。

（加工原料乳に係る乳製品たる脱脂乳についての取引の方法）

乳脂	肪分	酸度
二・八パーセント以上のもの	は、次のとおりとする。	乳酸として、ジャージー種の牛以外の牛からさく取したものにあつては〇・一八パーセント以下、ジャージー種の牛からさく取したものにあつては〇・二〇パーセント以下のもの

#### (積立金の基準)

第三条 法第五条の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

第一条 積立金の積立てに要する費用のうち農林水産大臣が定める割合に相当する額以上の額は、生乳の生産者が支払うものであり、かつ、その分担の方法が衡平を欠くものでないこと。

二 積立金から生乳の生産者に支払う金額は、四月から翌年三月までの期間（以下この号において「対象期間」という。）に販売した生乳受託販売に係る加工原料乳につき、農林水産大臣が定める期間に各指定生乳生産者団体が販売した生乳受託販売に係る加工原料乳の販売価格の平均額及び当該対象期間に各指定生乳生産者団体が販売した生乳受託販売に係る加工原料乳の販売価格の平均額を基準として算定し、生乳の生産者に交付することとしており、かつ、その交付の方法が衡平を欠くものでないこと。

生産生乳をいう。以下同じ。の生産者は、当該地域内生産生乳の生産者であつて農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十二条第一項各号に掲げるもの以外のものとする。

（受託規程に関する指定の要件）

第七条 法第七条第六号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

生乳受託販売に係る委託をした者に対する支払う対価の算定の方法については、当該委託に係る生乳の数量及び規格以外の事項を基準としていないこと。

生乳受託販売に係る販売価格の約定の方法については、販売価格を少なくとも加工原料乳及びその他の生乳の区分により約定し、かつ、その約定において、加工原料乳の数量は令第五条第二項前段の規定により都道府県知事が算出した同項第一号に掲げる数量に基づくこととしていること。

生産者補給金の金額の算定及びその交付の方法については、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から交付を受けた生乳受託販売に係る加工原料乳についての生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、当該生乳生産者団体が第十一条第一項の生乳受託販売に係る委託をした者に対し、その委託に係る生乳の数量（法第六条第一項の申請に係る地域以外の地域における生産に係るもの及び他の指定生乳生産者団体の委託を受けて行う生乳受託販売に係るもの）を除き、生産者積立金契約（法第五条の生産者積立金契約をいう。）を締結した生産者の生産に係るものに限る。）を基準として交付することとしていること。

生乳受託販売に係る委託を受ける場合の方法及び条件並びに生乳の販売若しくは処理若しくは加工又はこれららの委託をする場合の方法及び条件が、生乳取引の公正及び安定を確保するものであり、並びに集送乳の合理化を阻害しないものであると認められること。

（受託規程の変更）

第八条 法第九条第二項の規定による届出は、次に掲げる書類を添えて、届出書を提出してしなければならない。

（加入に関する指定の要件）

第六条 法第七条第四号の農林水産省令で定める当該地域内生産生乳（同条第二号の当該地域内

（交付対象数量）

該地域内生産生乳の生産者であつて農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十二条第一項各号に掲げるもの以外のものとする。

（受託規程に関する指定の要件）

第七条 法第七条第六号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

生乳受託販売に係る委託をした者に対する支払う対価の算定の方法については、当該委託に係る生乳の数量及び規格以外の事項を基準としていないこと。

生乳受託販売に係る販売価格の約定の方法については、販売価格を少なくとも加工原料乳及びその他の生乳の区分により約定し、かつ、その約定において、加工原料乳の数量は令第五条第二項前段の規定により都道府県知事が算出した同項第一号に掲げる数量に基づくこととしていること。

生産者補給金の金額の算定及びその交付の方法については、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から交付を受けた生乳受託販売に係る加工原料乳についての生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、当該生乳生産者団体が第十一条第一項の生乳受託販売に係る委託をした者に対し、その委託に係る生乳の数量（法第六条第一項の申請に係る地域以外の地域における生産に係るもの及び他の指定生乳生産者団体の委託を受けて行う生乳受託販売に係るもの）を除き、生産者積立金契約（法第五条の生産者積立金契約をいう。）を締結した生産者の生産に係るものに限る。）を基準として交付することとしていること。

生乳受託販売に係る委託を受ける場合の方法及び条件並びに生乳の販売若しくは処理若しくは加工又はこれららの委託をする場合の方法及び条件が、生乳取引の公正及び安定を確保するものであり、並びに集送乳の合理化を阻害しないものであると認められること。

（受託規程の変更）

第八条 法第九条第二項の規定による届出は、次に掲げる書類を添えて、届出書を提出してしなければならない。

（加入に関する指定の要件）

第六条 法第七条第四号の農林水産省令で定める当該地域内生産生乳（同条第二号の当該地域内

（交付対象数量）

該地域内生産生乳の生産者であつて農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十二条第一項各号に掲げるもの以外のものとする。

（受託規程に関する指定の要件）

第七条 法第七条第六号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

生乳受託販売に係る委託をした者に対する支払う対価の算定の方法については、当該委託に係る生乳の数量及び規格以外の事項を基準としてしないこと。

生乳受託販売に係る販売価格の約定の方法については、販売価格を少なくとも当該年度における当該指定生乳受託販売に係る加工原料乳の見込数量は、当該指定生乳受託販売に係る加工原料乳の見込数量に応じてある。



1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第二条第一項の規定による指定の申請については、改正後の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則（次項において「新規則」という。）第四条の規定の例によるものとする。

3 改正法附則第二条第一項の規定により指定の申請があつた場合における当該生乳生産者団体の指定については、新規則第三条及び第五条から第七条までの規定の例によるものとする。

**附 則**

（平成一五年九月三〇日農林水産

省令第一〇三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条から第十条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

**附 則**

（平成一九年三月三〇日農林水産

省令第二三三号）抄

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則**

（平成二〇年四月一一日農林水産

省令第三一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**

（平成二七年三月二七日農林水産

省令第三〇号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。